

速の見合せのためぞとならば、二ツまでは可なるべし、二三十乃至四五に至ては、何の用なる事を知らず、工人は産業の折を得たりと思ひ、形をいろいろにかへて作り出すを、是もめづらし、かれも面白しと、限りなく求めらるゝ故に、終に三四十にも及ぶなるべし、又時めく役人などは、諸侯の方をはじめ、手入とやらんに、何をがなと、賄賂を争ひ贈る時節なれば、其人の好む品又は時にはやる物といへば、我おとらじと贈るほどに、終に其數あまたになるにも有べし。

〔雲萍雜志〕ある人、時刻を知らん爲にして、自鳴鐘を求めるとするを、その妻是をとめていひけるは、明くれにかくる世話のみにあらず。ぐるひたる折からには、その隙を費し、自鳴鐘のために、かへりて時を失ふこと多からん、やめ給へといへば、さあらば庭鳥を飼ふべしといふに、その妻、又とゞめて云けるは、時刻は人のうへにあり、沙の満干もこれとおなじかるべし、自鳴鐘、雞を便りとするは、勤めに怠るもの、いたすことなりと、夫を諫め、つひに雞をも飼ずなりにき。

〔磁子時器雜記〕洋暦以九十六刻平分晝夜、此邦暦本因舊法百刻定晝夜、今欲用此器權倍六十分、以擬百二十刻、比量算勘、以進退其數、則晝夜分數大抵不見差錯○中

文政紀元秋仲月上澣撰

時計師

〔元治元年武鑑〕御時計師

弓丁儀五十俵 廣田利右衛門

〔人倫訓蒙圖彙〕五時計師 出所いまだ考へず、唐書に所謂時鳴鐘是也、京御幸町八番町上ル町平山武藏、堀川通中立賣上ル町元佐、其外所々にあり、江戸弓町理右衛門、鍛冶橋元信、乗物町正次、〔大成令三十六〕享保十八丑年七月

五人扶持

銀拾貰目

阿蘭陀時計久々損じ有之、時打候義令相違、當地時計師共直し候事難叶候處、吉郎左衛門宜仕立、

長崎御時計師

幸野吉郎左衛門